

居宅介護支援事業所 各位

光市高齢者支援課

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の  
臨時的な取扱いについて（通知）

このことについて、感染拡大防止の観点から、サービス担当者会議等の対応をお伝えしたところですが、加算や要支援・要介護認定申請時の訪問調査等の臨時的な取扱いを新たに整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 サービス担当者会議について  
感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合は、利用者宅以外での開催や電話・メールを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。  
なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要である。
- 2 アセスメント及びモニタリングについて  
モニタリングについて、利用者の事情等により利用者宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合は、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能となる。  
※利用者の状態等の把握のため、電話等でのヒアリング等を実施し、経緯や内容等を記録すること。  
※アセスメントについても、電話等での対応も可能とする。
- 3 特定事業所加算について  
特定事業所加算の算定要件である他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を計画していた場合、延期または中止にしたとしても、その経緯を記録することで、算定要件を満たしているとして取り扱う。

(参考) 訪問調査について

施設入所・在宅被保険者ともに、介護認定申請の際の訪問調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月の期間を加え更新とする。

※代行申請する場合は、事前に以下について留意すること

- ①本人、家族等の同意が必要（口頭確認で可）
- ②新規申請、区分変更申請、要支援・要介護新規申請については、処分延期となるため、個別相談で対応

注) 上記の取扱期間は当分の間としますが、状況により随時内容を変更してまいりますので、その際には、あらためてお知らせします。

注) 利用者との面談が困難な場合も、電話等による継続的な支援をよろしくお願いします。

(問合せ)

光市役所高齢者支援課介護保険係

電話：0833-74-3003 Fax：0833-74-1034